

〈解説〉

省エネルギー基準の変遷と今後の法制化の動き

建材事業本部 技術開発部 建材製品開発課 遠山 仁

1. はじめに

地球規模の温暖化問題への対応を図るため、わが国では、京都議定書の採択以降、温室効果ガスの削減対策として、産業、運輸、家庭部門などでさまざまな対策が講じられてきました。

これらを受けて2008年5月、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」と略す）が改正されました。住宅分野では、大規模建築物（床面積2000m²以上の住宅）を対象とした省エネ措置の届出義務化や、年間150戸以上の建売住宅を供給する事業者に対する、一定の省エネ基準のクリア要求（トップランナー基準）などの対策が講じられています。

また、「長期優良住宅普及促進法」の施行や金利優遇制度「フラット35S」、そして住宅エコポイント制度など省エネ基準を平成11年基準（次世代省エネ基準）とした住宅に対する支援制度も開始されました。

さらに2010（平成22）年6月には、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」が国土交通省、経済産業省、環境省の合同で設置され、今後の省エネ・CO₂削減対策についての検討が行われています。

本稿では、これまでの省エネ基準の変遷と今後の法制化の動きについてご説明します。

2. 省エネ法と省エネ基準

2.1 省エネ法について

1970年代に石油危機による深刻な経済影響を

受け、1979年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」）」が制定・施行されました。

省エネ法は、建築物の省エネ対策としてすべての建築主に対し、構造の断熱化などの措置を「努力義務」として課しており、改正の度に、例えば届出措置の義務化などを必要とする建物対象範囲を拡大してきています。改正の概要は以下のとおりです。

■ 2006年省エネ法改正の概要

大規模な住宅・建築物（2000m²以上）を建築しようとする者（特定建築主等）に対し、省エネの取り組みに関する届出を提出する義務等を課す。

■ 2008年省エネ法改正の概要

- 1) 大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化（指示、公表に加えて命令を導入）：床面積2000m²以上の主として共同住宅の建築主が対象
- 2) 一定の中小規模の住宅・建築物も届出義務等の対象に追加：床面積300m²以上2000m²未満の住宅の建築主が対象
- 3) 住宅を建築し販売する事業者に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入：年間150戸以上の戸建建売住宅を供給する事業主が対象（住宅事業建築主の判断基準「トップランナー基準」）
- 4) 住宅・建築物の省エネ性能の表示等を推進：すべての住宅が対象

<p>【1979年】 全ての住宅の建築主 に対して努力義務</p>	<p>【2006年】 全ての住宅の建築主 に対して努力義務</p>	<p>【2008年】 全ての住宅の建築主 に対して努力義務</p>
		<p>住宅事業建築主の報告 (年間150戸以上の 建売戸建住宅を供給 している事業主)</p>
		<p>300以上2000㎡未満 の住宅に届出義務 ※2010年4月から (中小規模な住宅・ 建築物)</p>
	<p>2000㎡以上の住宅 に届出義務(大規模 な住宅・建築物)</p>	<p>2000㎡以上の住宅 に届出義務(大規模 な住宅・建築物)</p>

図1 省エネ法改正の概要

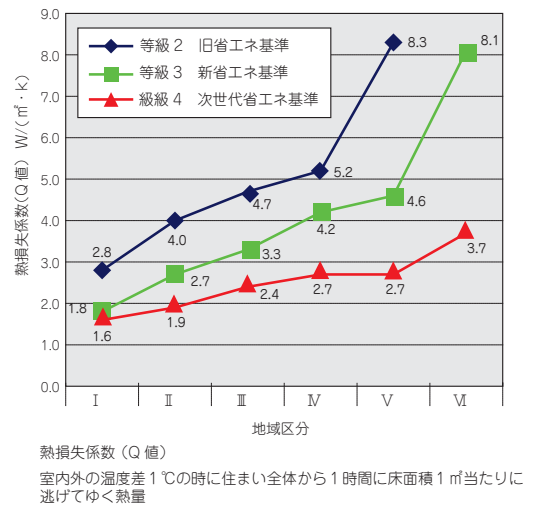


図2 省エネ基準の変化と熱損失係数

2.2 省エネ基準について

省エネ法に対応して住宅の性能水準等を詳細に定めた建築主に対する大臣の告示が、住宅の省エネルギー基準（以下、「省エネ基準」と略す）となります。省エネ基準は1980（昭和55）年に制定され、省エネ法の改正に連動して1992（平成4）年基準および1999（平成11）年基準に改正・強化されています（表1）。

一部の省エネ基準には通称があります。1980年に制定された基準（告示）は「旧省エネ基準（昭和55年基準）」と呼ばれ、1992年に改正された基準は「新省エネ基準（平成4年基準）」、1999年に改正された基準は「次世代省エネ基準（平成11年基準）」と呼ばれています。

これらの基準では、熱損失係数の判断基準値

が規定または見直され、住宅の断熱性能基準の強化が図られてきました（図2）。特に次世代省エネ基準では大幅な断熱性能基準の強化が図られ、住宅の省エネ措置に資する多様な手法を公平に評価するとともに、地域の気候条件の特性にきめ細かく配慮したものとなるように基準全体を合理化・詳細化したものとなっています。

また、1999年には「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が制定され、関連して「日本住宅性能表示基準」という大臣の告示が定められました。この告示において「省エネ対策等級」が示されています。「省エネ基準」と「省エネ対策等級」の関係はおおむね表2のようになります。

表1 省エネ法と省エネ基準の経緯

省エネ法	住宅の省エネ基準	
1979年 制定	1980（昭和55）年	住宅の省エネ基準の制定「旧省エネ基準：等級2」※
1993年 改正	1992（平成4）年	住宅の省エネ基準改正「新省エネ基準：等級3」※ ・各構造の断熱性能の強化 ・I地域での気密住宅の適用
1997年 改正	1999（平成11）年	住宅の省エネ基準の全面改正「次世代省エネ基準：等級4」※ ・躯体断熱性能の強化 ・全地域を対象に気密住宅を前提 ・計画換気、暖房設備等に関する規定の追加
	2001（平成13）年	一部改正
2006年 改正	2006（平成18）年	一部改正
2008年 改正	2009（平成21）年	一部改正

※「」内は通称、住宅性能表示方法基準省エネ等級で該当する等級を示す

表2 省エネ基準と省エネ対策等級の関係

告示の名称	省エネ対策等級
旧省エネ基準(昭和55年基準)	等級2
新省エネ基準(平成4年基準)	等級3
次世代省エネ基準(平成11年基準)	等級4

3. 今後の法制化の動き

国は住宅エコポイントや長期優良住宅、フラット35Sなど、この数年現行の省エネ基準である次世代省エネ基準に適合した住宅に対し、優遇措置を相次いで導入し、適合率の向上を図ってきています。

これにより、省エネ基準普及率は急激に高まりましたが、国土交通省の推計によると、2011年度上半期における次世代省エネ基準の適合率は5～6割程度であり、まだ4～5割の住宅は次世代省エネ基準に適合していない状況です。

そのため、国は省エネ基準を義務化し、住宅の省エネ対策を底上げする方針を出しています。2010年6月に経済産業省、国土交通省、環境省が共同で「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を設置し、2012年4月の第4回目の会議では、省エネ基準の義務化に向けた工程

表案が示されました。

この工程表案では、まずは2015年度以降に床面積2000m²以上の建物へ省エネ基準を義務付けていき、2017年度以降には2000m²未満300m²以上の中規模の建物への義務付ける内容となっています。そして一般住宅である300m²未満の小規模建築物への義務付けは2019年度以降になる予定です。

義務化に向けた基準については、平成11年に策定された「次世代省エネ基準」と呼ばれている基準から13年ぶりに改訂され2013年4月から運用される予定です。

具体的には、建物の外皮性能に加えて、設備や太陽光発電によるエネルギー削減量も加味した住宅全体の一次消費エネルギー量を削減することを求める基準となる予定です。

国土交通省では、省エネ性能の向上に向けた取り組みとして、新たな省エネ基準より一次エネルギー消費量を-10%レベルとした「低炭素住宅」やより高いレベルの基準として、一次エネルギー消費量を正味ゼロにする「ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)」などを新たな誘導水準として位置付けています(図3)。

「低炭素住宅」については2012年12月までに

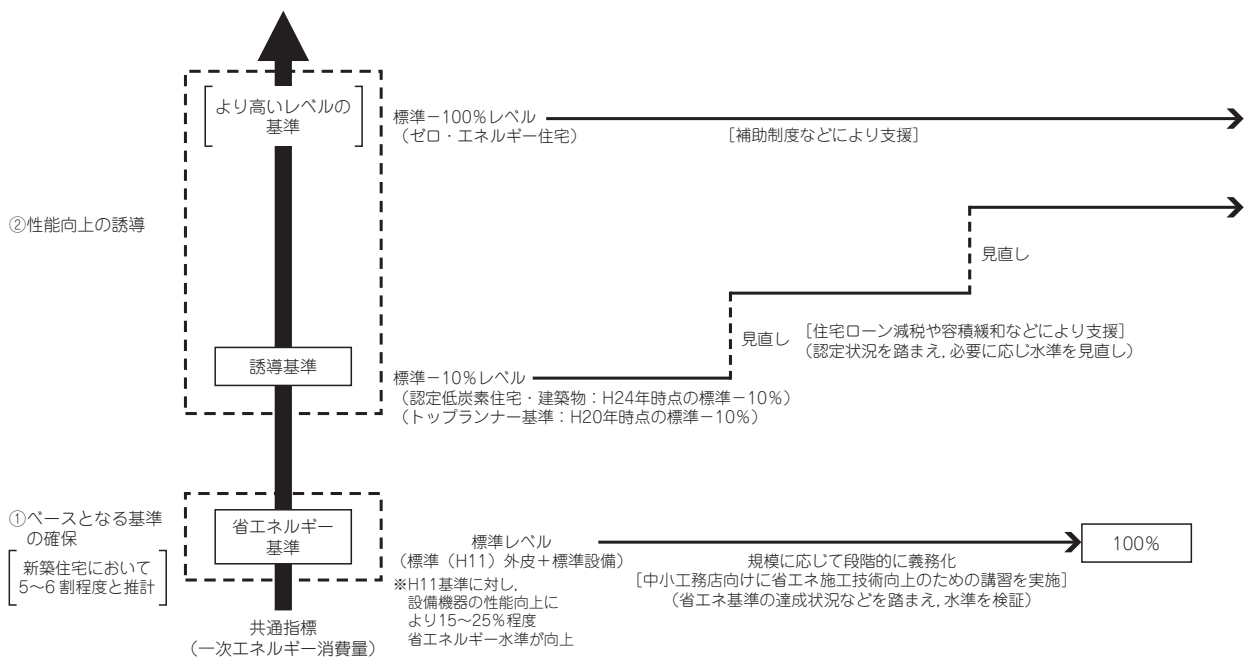


図3 省エネ性能の向上に向けた取り組みのイメージ

認定制度が開始する予定であり、住宅ローン減税の最大控除額が引き上げられるなどの優遇措置が検討されています。また ZEH に関する支援策としては、国土交通省と経済産業省が 2012 年度から補助制度をスタートさせています。

国土交通省は「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」として中小工務店を対象に 1 戸当たり 165 万円を上限として補助を実施しています。さらに経済産業省は、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」として、ゼロ・エネルギー住宅に関する先進的な提案を募集し、採択事業者には 350 万円を上限として補助を行っています。

これらの補助制度に加え、前述した「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」では、省エネ基準の義務化とともに、2020 年までに標準的な新築住宅で ZEH を実現し、2030 年までに新築住宅の平均で ZEH を実現することを目標としており、今後、住まいの省エネ対策が一気に加速することが予測されます。

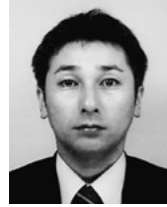
4. おわりに

わが国の省エネ基準の変遷と今後の法制化の動きについてご説明いたしました。本稿によって住宅分野における、国による省エネルギー対策へのご理解の一助にいただければ幸いです。

参考文献

- 1) 住宅の省エネルギー基準の解説（(財)建築環境・省エネルギー機構）
- 2) 「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」資料（経済産業省、国土交通省、環境省）

筆者紹介



遠山 仁

建材事業本部

技術開発部 建材製品開発課